

**令和4年度固定価格買取制度等の効率的・
安定的な運用のための業務
(北海道経済産業局の固定価格買取制度
等における事業計画実施状況等の
円滑な遂行に関する調査)
調査報告書**

2023年3月

株式会社道銀地域総合研究所

目次

I 本事業の目的

II 報告書 本編

第1章 再エネ促進法発電事業者の不適切事案等を含む問合せ・情報提供への対応

第2章 再エネ促進法認定事業計画におけるトラブル事案の可能性調査及び提案

第3章 通報等に係る効率的・効果的な情報共有・進捗管理方法の調査及び提案

第4章 標準化に向けた調査及び提案

第5章 関係自治体との関係構築

I 本事業の目的

平成29年4月に改正された再エネ促進法の施行以降、省令・運用及び調達価格が変更されたこと等に伴い、申請不備や問合せが大幅に増えるなど、各地方経済産業局の業務負担が増大している状況である。また、令和4年4月の再エネ促進法の改正により、FIP制度、認定失効制度等の各種制度の導入が新たに予定されている。

さらに、事業計画策定ガイドラインにおいて、再エネ促進法発電事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めるなどとされているが、地域との間でトラブルとなっている案件も多い。

そのため、トラブルを生じている事案については、再エネ促進法発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給できるよう、自治体とも連携し再エネ促進法発電事業者にトラブル収束に向けた取組を促すとともに、万一各種関係法令等への違反が確認された場合には、不適切な事案として厳格な対応を行う必要がある。

本事業は、担当課の再エネ促進法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう、実際に起きている事象から因果関係を捉え、担当課の継続した業務体制構築に資する業務支援及び改善策の提案・実行・調査を行うことを目的とし実施した。

Ⅱ 報告書本編

第1章 再エネ促進法発電事業者の不適切事案等を含む問合せ・情報提供への対応

1. 業務概要

(1) 実施期間

2022(令和4)年4月11日～2023(令和5)年3月31日

(2) 実施場所

札幌第1合同庁舎4階（北海道経済産業局エネルギー対策課内）/株式会社道銀地域総合研究所

(3) 業務概要

担当課と必要な連携体制を構築し、地域住民、再エネ促進法関係事業者、自治体等から電話・メール等で寄せられる情報・問合せ、担当課からの情報提供及び担当課に寄せられた不適切案件情報等に関して対応した。

2. 結果

問合せ等は令和4年4月～令和5年3月末日までに、計3,131件あった。

中でも仕様書(1)における「（イ）通報等の内容が、担当課の所管業務でありホームページ等において公表されていない内容、若しくは、個別具体的な内容については、原則、担当課内の然るべき担当者が通報者に対して回答できるように情報収集・整理し、担当課の然るべき担当者に連絡・調整・依頼・確認等の対応」に関する問い合わせが最も多かった。

概要	件数（件）
（ア）通報等の内容が、ホームページ等により既に公表されている内容、若しくは、担当課の所管業務でない問合せ等については、原則、通報等を行った者（以下、「通報者」という）の理解が得られるように情報収集・整理・調査・回答等の対応を行った	253
（イ）通報等の内容が、担当課の所管業務でありホームページ等において公表されていない内容、若しくは、個別具体的な内容については、原則、担当課内の然るべき担当者が通報者に対して回答できるように情報収集・整理し、担当課の然るべき担当者に連絡・調整・依頼・確認等の対応を行った	2,855
（ウ）通報等の内容が、再エネ促進法（関係法令・条例を含む）（以下、「再エネ促進法等」と言う。）又は事業計画策定ガイドラインを遵守されていないおそれがある場合は、当該事業所に関して、情報の収集・整理を行うとともに、不適切な事案が発生しているかの事実関係・原因等を調査した	13
（エ）（ウ）で調査した結果を担当課に報告し、再エネ促進法等又は事業計画策定ガイドラインを遵守されていないことが確認された場合、事案の改善に向けた対応策を調査・検討し、通報者、再エネ促進法発電事業者、自治体等関係各所との調整を図りながら、担当課の指示に基づき再エネ促進法発電事業者へ改善行動を促すとともに再エネ促進法発電事業者の改善行動等について調査し、通報等を行った者（以下、「通報者」という）の理解が得られるよう情報収集・整理・調査・回答等の対応を行った	1
（オ）（ウ）の事案については、通報者、再エネ促進法発電事業者名、施設名称、設備IDや設置場所の住所、通報等の内容、再エネ促進法等及び事業計画策定ガイドラインの遵守状況、連絡調整状況等について、事前に担当課と協議した報告内容を担当課に報告した	2
（カ）（ウ）、（エ）を実施する過程において、事案の調査を進めることが困難な場合、事案の改善に向けた回答が無い、あるいは事案の改善が見られない場合については、直ちに実施した当該事案の調査内容等を担当課へ報告するとともに、担当課が行う当該事案の調査・改善等に係る業務補助を行う中で当該事案の対応を行った	1
（キ）その他、上記（ア）～（エ）に記載のない通報等については、事前に担当課と協議の上、担当課が行う当該事案の調査・改善等に係る業務補助を行う等により対応した	6
合計	3,131

不適切案件については、下記の通りそれぞれ適切な対応を実施した。

	不適切と思われる案件の例と対応状況について
対応終了	・太陽光パネル飛散、柵の未設置、ネット飛散といった設備関係の未整備に関する通報があり、事業者に改善行動を促し改善結果を確認済
	・太陽光パネルの違法設置の相談あり、情報収集、整理し、当局から通知済み
	・発電設備に関して再エネ促進法に抵触する旨の通報があり、事業者等確認し、通報者に連絡済
	・発電設備に関して再エネ促進法に抵触する旨の通報があり、関係機関と連携し状況確認等し、関係機関から事業者へ注意喚起済
	・その他（発電設備転売にあたっての権利問題、事業者情報の公表等の問合せ）対応
対応中	・関係機関からの通報に関する相談あり、状況確認し相談について対応等した。現在関係機関が事業者等に対応

3. 考察

後述するが、不適切事案についての通報等の対応にあたり、再発防止に向けた業務改善、通報等への対応の標準化が必要である。

第2章 再エネ促進法認定事業計画におけるトラブル事案の可能性調査及び提案

1. 業務概要

当局において認定件数の多い20kW未満の小型風力発電設備の再エネ促進法認定事業計画（約2,000件）について、今後トラブルになり得る可能性のある案件の概要や報告すべき内容を事前に担当課と協議したうえで、担当課が保有する既存の認定に関する資料等により全数調査した。

調査の結果、再エネ促進法等又は事業計画策定ガイドラインを遵守されていないおそれがある案件は、担当課に報告した。

2. 結果

再エネ促進法認定事業計画におけるトラブルの可能性調査約2,000件において、①発電設備の適切性、②発電設備の設置場所の適切性、③発電設備の配線構造の適切性について調査等を行ったところ、違法性があることが確認できたものはなかった。

第3章 通報等に係る効率的・効果的な情報共有・進捗管理方法の調査及び提案

1. 業務概要

今後、担当課の複数職員が、通報等に係る通報等の内容、対応日時、対応方法、対応の結果等を常に把握出来るような情報共有・進捗管理の方法を調査し、再発防止に向けた業務改善プロセスについて提案した。

2. 結果

【情報共有・進捗管理方法の調査結果】

調査の結果、効率的・効果的な情報共有方法としては、通報を対応した者が、各案件のやり取りの記録（一つのエクセルファイルにて、シート別でやり取り内容を全て記録、メールの場合はメール文面も記録）と、合わせて事業者情報や、位置関係（地図等）も合わせて調べたものを一本のファイルとし、案件毎のファイルを複数の担当者間で見られるように、「通報等フォルダ」に一括保管する。進捗管理方法としては、「案件一覧表（案件名、対応開始日時、終了日時、対応状況等が記載された一覧表）」での管理と、各案件毎のファイル名に「（日付）より現在対応中」、「（日付）にて対応終了」等とファイル名からも進捗がわかるよう記録しておくことが望ましいことが明らかとなった。

【不適切事案対応の業務改善プロセスについて】

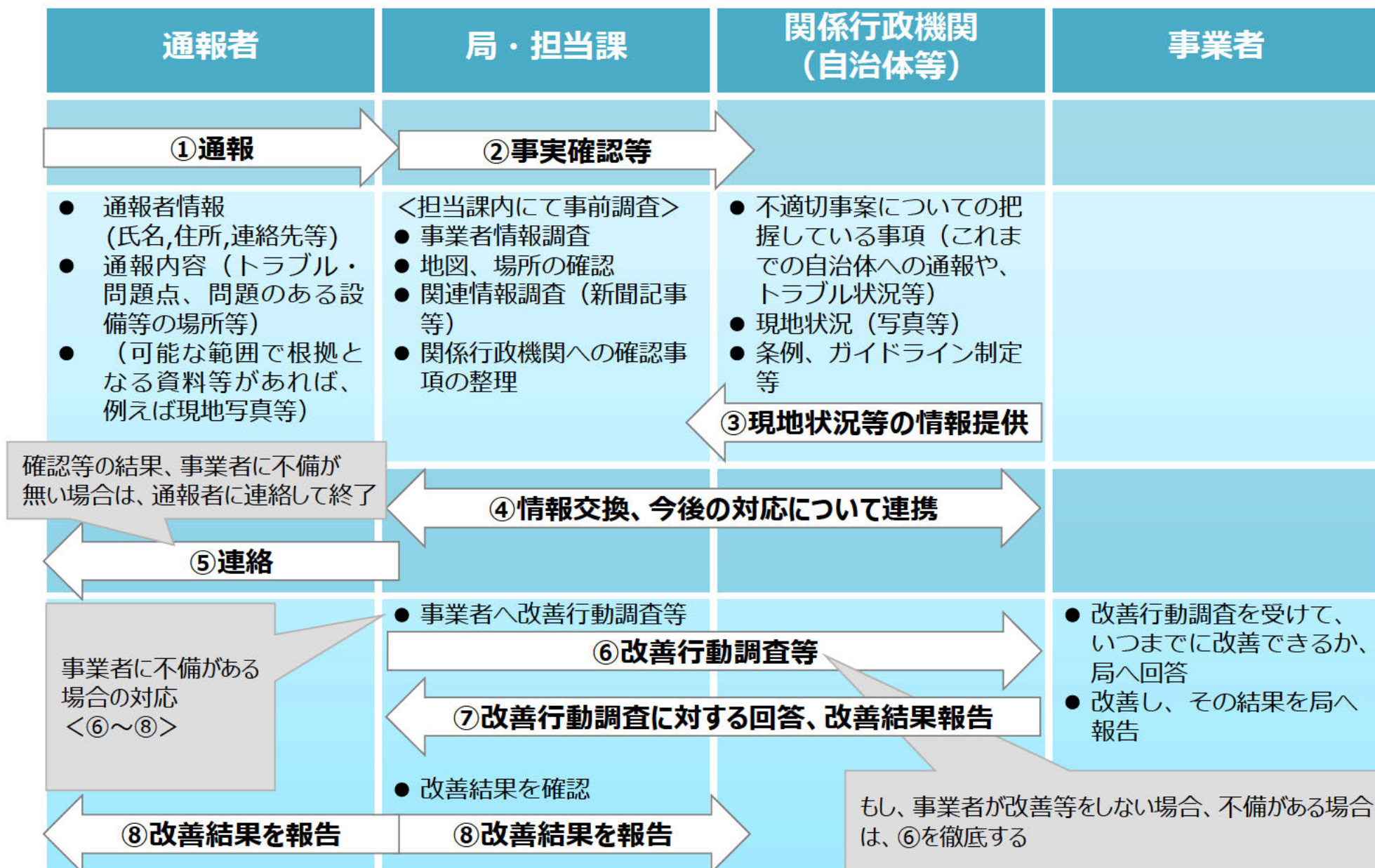
再エネ促進法発電事業者の不適切事案については、

1. 関係法令、条例・ガイドライン等に基づいて、「事実関係をしっかりと把握」した上で、
2. 発電設備が設置されている自治体をはじめとする「関係行政機関と情報交換、連携」し、
3. 不適切な案件については、「事業者改善行動を促す等」

することが対応のベースとなる。

通報への対応の標準化、業務改善のプロセスとしては、次ページの図に記載した内容について確認等した上で、対応することを担当者間で情報共有することを提案する。

【不適切事案対応の業務改善プロセス⇒担当者間で共有すべき事項】



3. 考察

不適切な事案の通報を受けてから、実態の把握、現地確認、所在する自治体、関係機関への問合せ・状況確認、事業者への改善を促す等、改善結果の確認までには多くの時間がかかる。

特に、業務効率化の為に、上記のフロー図の流れで対応を進め、その進捗状況も含めて対応記録を全てとり、担当者間で適宜情報共有をしておく必要がある。

また、対応記録は、今後同様の通報等があった場合にも参考となり、さらには、完結した案件としたとしても、後日、あらためて問合せ等が入る場合もあるため、その際に備えて記録を保管しておく必要がある。

第4章 標準化に向けた調査及び提案

1. 業務概要

再エネ促進法発電事業者の不適切事案等を含む問合せ・情報提供への対応の業務を実施する中で、通報等の種類、内容ごとに、対応に要した時間、対応方法、通報等の類型化、課題解決の方策、活用したホームページ・資料・法令・条例・ガイドライン、調整方法、調整が必要となった自治体・関係機関等を取りまとめ、通報等への対応の標準化について、検討・調査し、報告書として提案する。

2. 結果

不適切案件についての標準化については、前述の通りだが、不適切案件の通報では無い一般的な問い合わせへの対応についても情報共有は必要である。

そのためにはよくある問い合わせ事項と対応について、担当者が事前に対応についての情報共有・認識をはじめ、業務効率化には、ホームページ等で確認してもらう為、ホームページの充実も必要となる。

【通報等の種類、内容別での対応等整理】

通報等の種類・内容	対応に要した時間	対応方法	通報等の類型化	課題解決の方策	活用したHP・資料・法令・条例・ガイドライン	調整方法	調整が必要となった自治体・関係機関等
一般的な問合せ	（問合せ内容によって異なるが）数日以上かかる場合もある	（問合せ自体も電話が多い為）主に電話で回答	一般的な問合せ	担当課で回答すべき事項は回答したが、既にHP上で説明の記載がある場合は閲覧を促し、専用問合せ先の案内等を実施	JPEA代行申請センター、再エネ特措法（FIT・FIP制度）及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関する問合せ窓口 等	業務効率化の為、既に説明の記載があるHPの閲覧を促す他、専用問合せ先への連絡先を案内した	-
不適切案件 （① 事業者の不備があった場合）	（案件内容によって異なるが）数日～数ヶ月以上かかる場合もある	電話・メール等	不適切案件 （不備有）	状況確認、事業者情報調査、改善行動調査等	関連法令はじめ、発電設備の設置されている自治体で制定している条例、ガイドライン等	事前調査をふまえた上で関係機関とのやり取りを密に行い、事業者へ改善を促した	発電設備の設置されている自治体、所管する振興局等
不適切案件 （② 事業者の不備がなかった場合）	（案件内容によって異なるが）数日～数ヶ月以上かかる場合もある	電話・メール等	不適切案件 （不備無）	状況確認、事業者情報調査等	関連法令はじめ、発電設備の設置されている自治体で制定している条例、ガイドライン等	調査等の結果不備が無いことを確認	発電設備の設置されている自治体、所管する振興局等

【一般的な問い合わせへの対応の標準化にあたり、全体を通して事前に確認しておくべき事項（一例）】

	事前確認事項（HP等）
再生可能エネルギー関連	再生可能エネルギーについて、また各電源種について、詳細が掲載されている↓ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/index.html
FIT・FIP関連	FIT、FIP制度について、詳細が掲載されている↓ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html
再エネよくある質問集（Q&A）	よくある質問（Q&A）詳細が掲載されている↓ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html
変更整理表	変更内容ごとの変更手続の整理表が掲載されている↓ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf

【一般的な問い合わせへの対応の標準化にあたり、よく案内する問合せ先（一例）】

	案内先（問合せ先等）
50kW未満太陽光発電設備の認定申請についての問い合わせ先⇒JPEA（ジェピア）代行申請センター（JP-AC）	【受付時間 平日9:20～17:20（土日祝、センター所定休日を除く）】 電話0570-03-8210（問い合わせ方法は電話のみ） https://jp-ac-info.jp/
再エネ特措法（FIT・FIP制度）及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関する問合せ窓口	【受付時間 平日9:00～18:00】 電話0570-057-33、一部のIP電話でつながらない場合は044-952-7917 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/
電子申請上、システム操作に関する問い合わせ	再生可能エネルギー電子申請より、1～9を事前確認↓ https://www.fit-portal.go.jp/UserInquiryTop ※その他、問合せフォームからの問い合わせを促す等
FIT・FIPの入札に関する問い合わせ先	入札実施機関 電力広域的運営推進機関（OCCTO） https://nyusatsu.teitanso.or.jp/
インボイス制度に関する問い合わせ先（2023年10月よりインボイス制度開始）	再エネ特措法（FIT・FIP制度）及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関する問合せ窓口 電話番号：0570-057-333 受付時間／平日9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始は除きます） ※インボイスとFIT制度の関係の詳細 ↓ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_invoice.html

3. 考察

不適切案件だけではなく、件数の多い一般的な問い合わせについては、特に初めて再エネの問合せ対応の担当者となった場合にも、スムーズに対応するために、事前に上記事項等について情報共有・事前認識しておくことが必要である。

また、電話対応実績にともない、適宜、状況に合わせて、情報共有事項、事前認識事項を担当者間でアップデートしていくことも期待される。

第5章 関係自治体との関係構築

1. 業務概要

(1) 実施目的

再エネ促進法の施行以降、再エネ促進法発電設備の設置が進む中で地域の実情に則した再生可能エネルギーに関する条例・ガイドライン等を制定し、地域において適切に再生可能エネルギー発電設備が立地するためのルールを発電事業者等に課している自治体が増加している。

不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、道内関係自治体との連携を図るための会議や関係自治体が制定する条例やガイドラインに関する調査・報告を行った。

(2) 実施概要

① 関係自治体との連携を図る会議の開催

担当課が再生可能エネルギーに関する条例やガイドライン等を制定している又は制定する意欲のある道内自治体と連携体制の構築を図るための会議を開催できるよう、開催・運営の業務を行った。

② 自治体の制定する条例・ガイドライン等の収集・調査・分析

自治体が制定する再生可能エネルギーに関する条例・ガイドラインについてホームページ等閲覧の方法により情報を収集し、その内容等の詳細についての類型化を行った。

2.関係自治体との連携を図る会議の開催結果（計2回開催）

(1)「令和4年度地熱資源開発に係る自治体連絡会議」

- ①開催日時 2022(令和4)年10月3日(月)14:00～15:30
- ②開催場所 TKPガーデンシティ札幌駅前ホール3C
- ③開催方法 事前参加申込制とし、オフライン及びオンラインいずれでも参加可とした
- ④参加対象 道内地熱関連自治体
- ⑤参加自治体数 23自治体
- ⑥議事次第
 - 1.開会挨拶
経済産業省 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
 - 2.報告・説明
 - (1)地熱発電の導入拡大に向けた経済産業省の取組
資源エネルギー庁
 - (2)北海道の地熱資源利活用拡大の取組
北海道
 - (3)道内の地熱開発と発電の現況、課題と今後の展望
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
 - (4)先進事例の紹介 ～地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」～
弟子屈町
 - 3.質疑応答
 - 4.閉会

(2)「令和4年度地域連絡協議会（地域再エネ車座）【北海道】」

- ①開催日時 2022(令和4)年11月24日(木)14:30～16:30
- ②開催場所 TKPガーデンシティ札幌駅前ホール3C
- ③開催方法 事前参加申込制とし、オフライン及びオンラインいずれでも参加可とした
- ④参加対象 道内自治体
- ⑤参加自治体数 45自治体
- ⑥議事次第

1 開会挨拶

経済産業省 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

2 報告・説明

- (1) 資源 地域と共生した再エネの大量導入に向けて

資源エネルギー庁

- (2) 道内自治体の条例等の制定状況とヒアリング調査結果

経済産業省 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

- (3) 自治体の事例発表

- ①稚内市

- ②えりも町

- ③長沼町

- ④京極町

- ⑤ニセコ町

3 質疑応答

4 閉会

3.自治体の制定する条例・ガイドライン等の収集・調査・分析結果

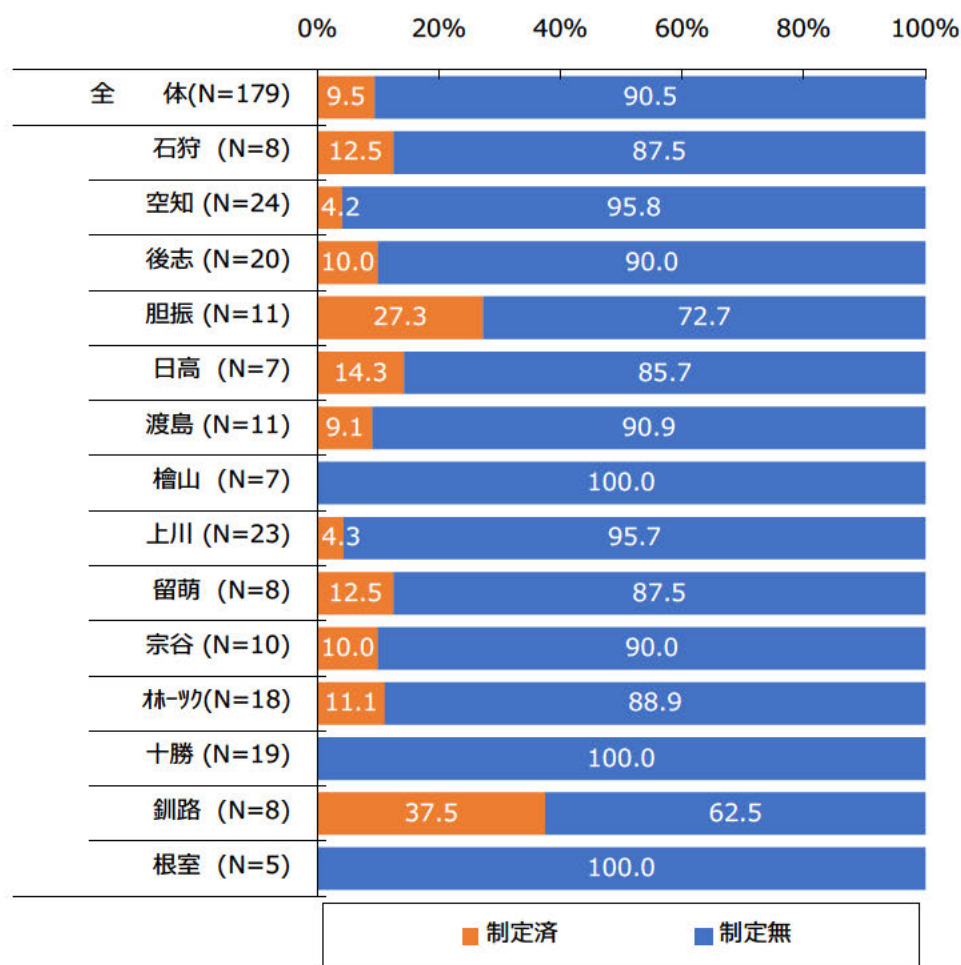
① 再エネ設備の設置基準等に関する「条例・ガイドライン」の制定状況

①- 1 地域別

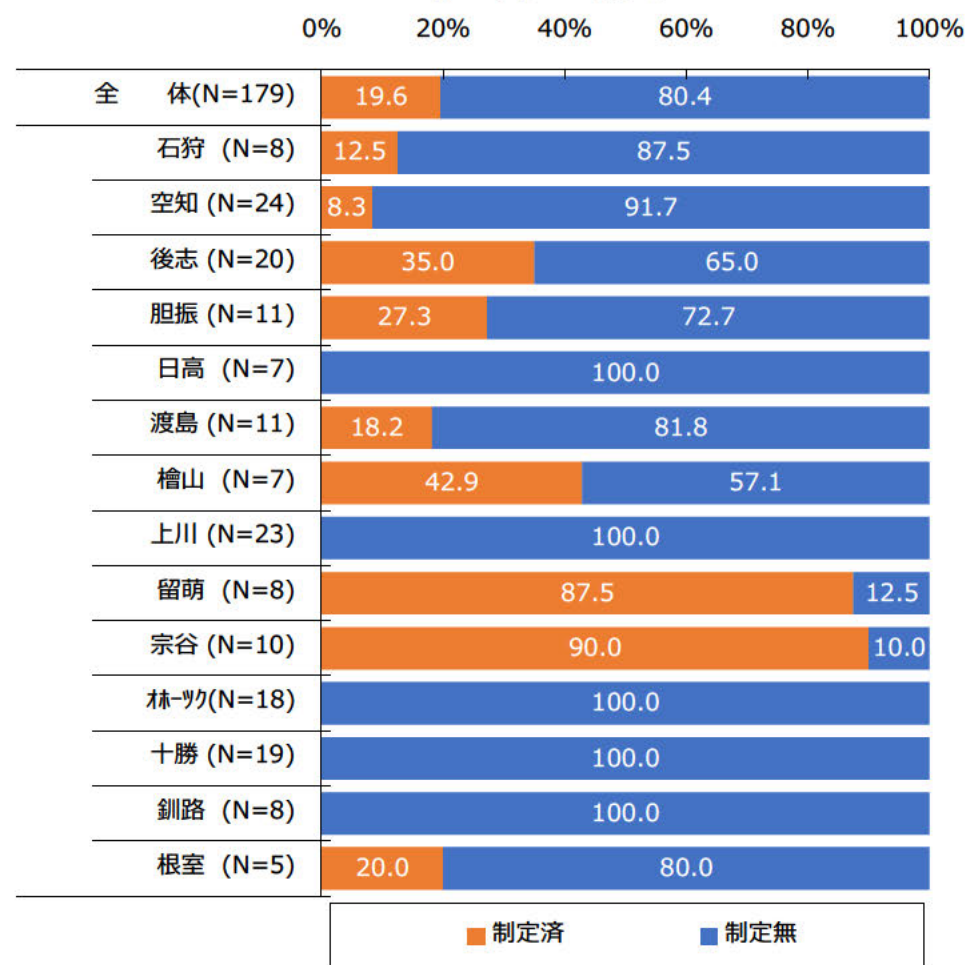
条例の制定状況は、全体では「制定済」が9.5%、「制定無」が90.5%で、地域別でみると、「制定済」の割合は「釧路」が37.5%で最も多く、次いで「胆振」が27.3%となっている。

ガイドラインの制定状況は、全体では「制定済」が19.6%、「制定無」が80.4%で、地域別でみると、「制定済」は「宗谷」が90.0%で最も多く、次いで「留萌」が87.5%となっている。

<条例>

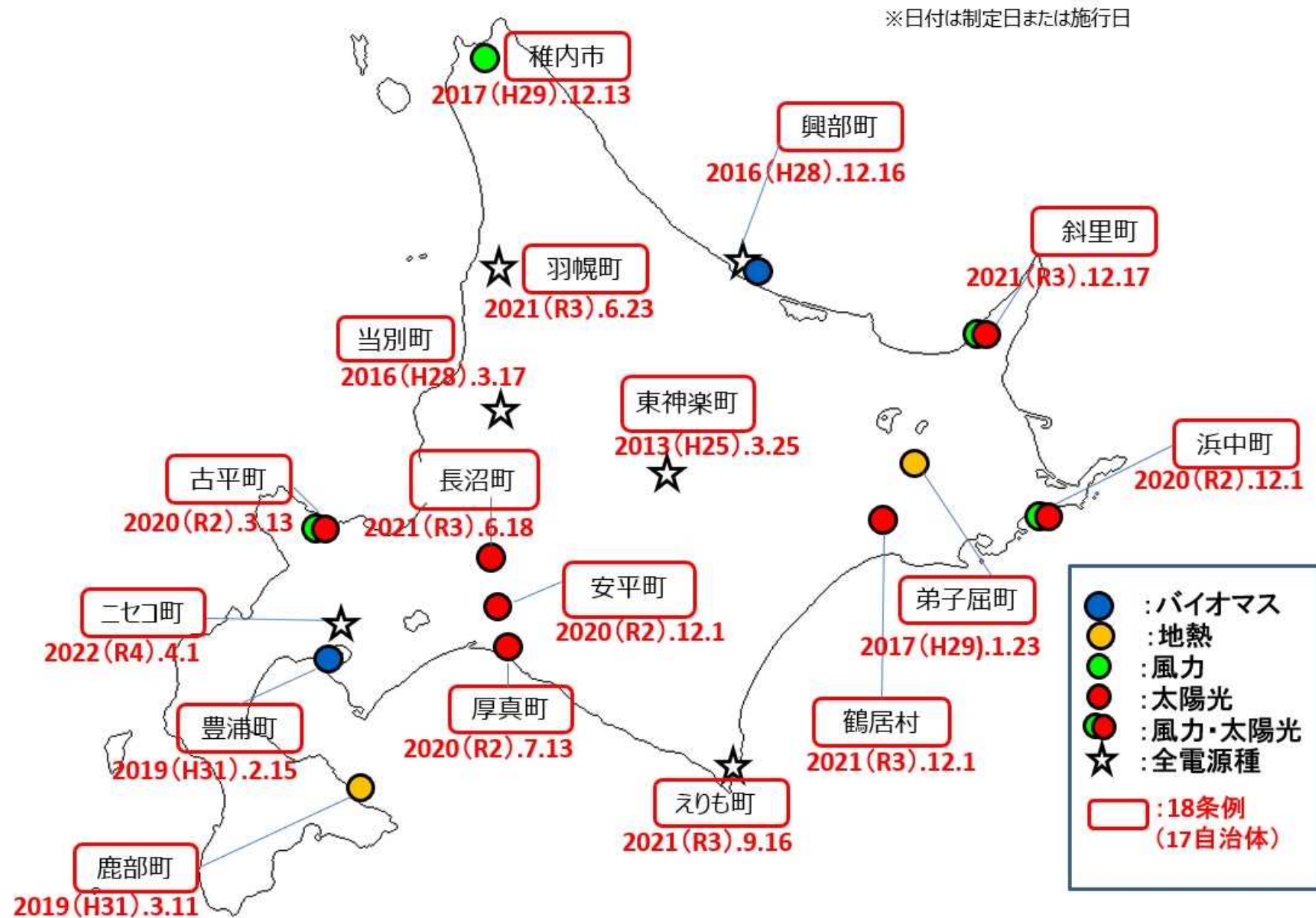


<ガイドライン>



①-2 再エネ条例制定の自治体(2022年9月現在)

再エネ条例制定の自治体（2022年9月現在）は、17自治体（18条例）となっている。



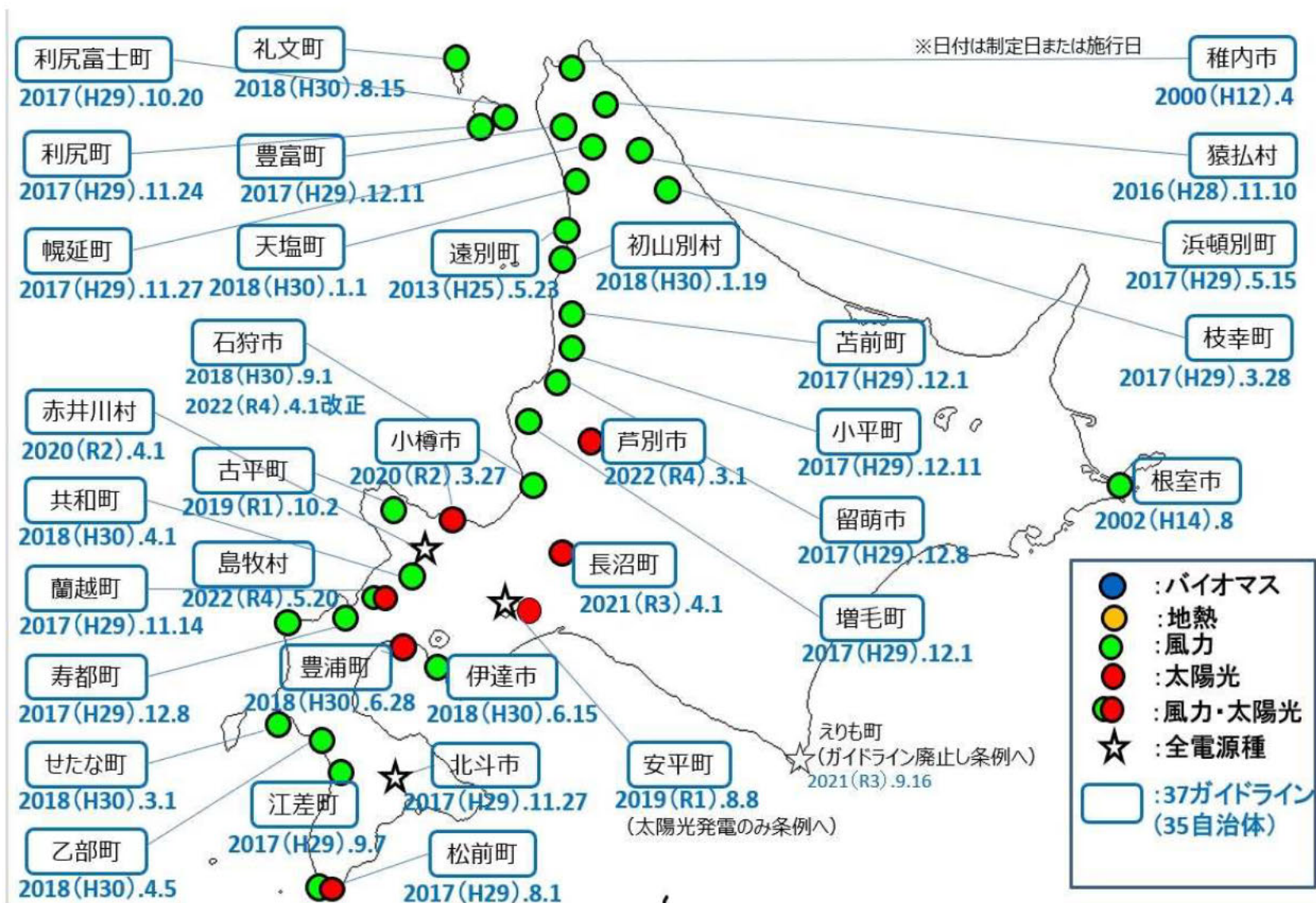
①-3 再エネ条例制定の類型

再エネ条例制定の類型について、届出等への処分等の種別、条例の対象エリア、合意形成に関する規定の内容等について整理した。

地方	市町村	条例名称	制定日	施行日	再エネの種類	届出等への処分等の種別					条例の対象エリア			地域との合意形成に関する規定の内容								報告徴収に関する規定の有無		立入調査に関する規定の有無			勧告等の規定の有無 指導や助言、 有無		合の公表に関する規定の有無 指導や命令に従わない場合		命令に関する規定の有無		罰則に関する規定の有無		支援に関する規定の有無	
						届出	許可	認定	同意	その他	全域が対象			抑制・禁止区域を設定	対象エリアの設定なし		自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	住民や地域関係者の同意（協定）規定	首長との協議	首長が審議会等に諮問して審査	首長の同意が必要															
																						あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
空知	長沼町	長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例		2021年7月1日	太陽光	●						●	●		●						●		●		●				●							
石狩	当別町	当別町再生可能エネルギー活用推進条例		2016年3月17日	再エネ全般																	●		●		●			●							
後志	二セコ町	二セコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例		2022年4月1日	再エネ全般	●		●				●	●		●							●		●		●			●				●			
	古平町	古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	2020年3月13日	2020年3月13日	太陽光 風力	●			●			●	●			●						●		●		●			●			●				
胆振	豊浦町	豊浦町バイオガスプラント設置及び管理に関する条例	2019年2月15日	2019年4月7日	バイオマス		●					●							●		●		●		●			●			●					
	厚真町	厚真町太陽光発電施設の設置に関する条例	2020年7月13日	2020年9月1日	太陽光	●						●	●		●						●		●		●			●			●					
日高	安平町	安平町太陽光発電施設の設置に関する条例	2020年12月21日	2020年12月21日	太陽光	●						●	●		●						●		●		●			●			●					
	えりも町	えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例及び	2021年9月16日	2021年9月16日	再エネ全般	●					●		●	●							●		●		●			●			●					
渡島	鹿部町	鹿部町地熱資源の保護及び活用に関する条例	2019年3月11日	2019年4月1日	地熱	●						●			●	●	●	●			●		●		●			●			●					
上川	東神楽町	東神楽町再生可能エネルギー推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日	再エネ全般					●											●		●		●			●			●			●		
留萌	羽幌町	羽幌町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	2021年6月23日	2021年6月23日	再エネ全般	●					●		●	●							●		●		●		●		●							
宗谷	稚内市	稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	2017年12月13 （改正：2018年）	2017年12月13日	風力					●			●	●							●		●		●		●		●							
オホーツク	斜里町	斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	2021年12月17日	2022年4月1日	太陽光 風力	●						●	●								●		●		●			●			●					
	興部町	興部町再生可能エネルギー発電設備設置促進条例	2016年12月16日	2016年12月16日	再エネ全般	●						●							●		●		●		●			●			●			●		
		興部北興バイオガスプラント設置及び管理条例	2016年9月14日	2016年11月1日	バイオマス		●															●		●		●			●			●				
釧路	浜中町	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	2020年12月1日	2021年4月1日	太陽光 風力	●						●	●								●		●		●			●			●					
	弟子屈町	弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例	2017年1月23日	2017年4月1日	地熱	●				●		●		●	●	●	●				●		●		●			●			●					
	鶴居村	鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例	2021年12月1日	2022年4月1日	太陽光	●						●	●								●		●		●			●			●					
条例件数		18件(うち興部町は2件)				13	2	1	1	3	4	3	8	13	3	8	2	3	2	2	14	4	15	3	13	5	11	7	3	15	0	3				

①- 4 ガイドライン制定の自治体(2022年9月現在)

ガイドライン制定の自治体（2022年9月現在）は、35自治体（37ガイドライン）となっている。



風力：27ガイドライン

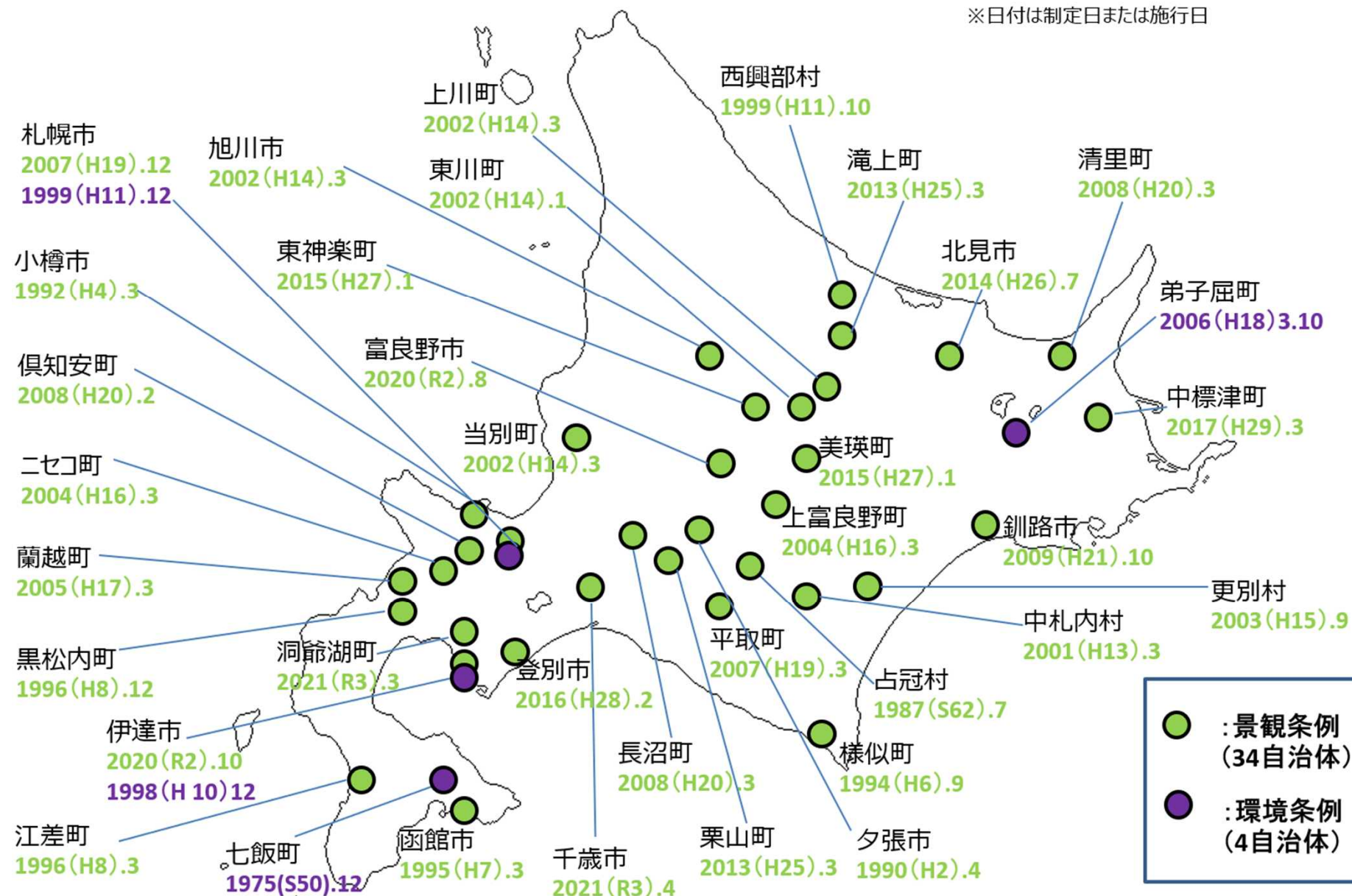
対象発電出力

全ての出力：2自治体
100kW以上：1自治体
1,000kW未満：3自治体
100kW未満：1自治体
50kW未満：7自治体
20kW未満：13自治体

①- 5 関連条例制定の自治体(2022年9月現在)

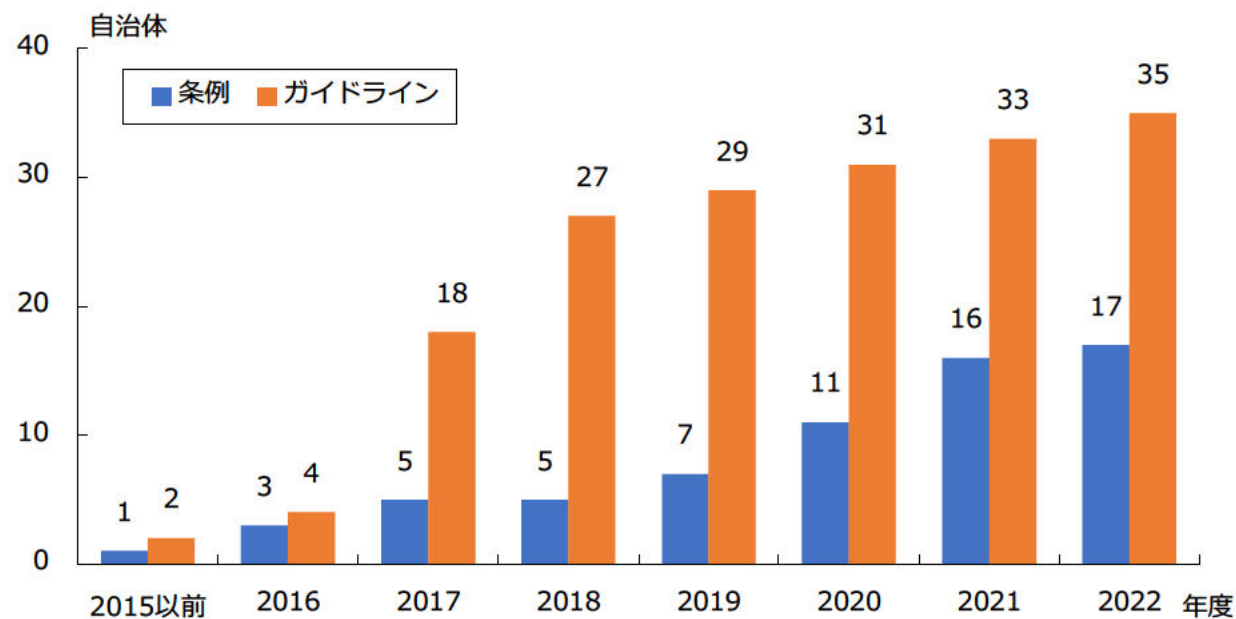
関連条例制定の自治体（2022年9月現在）は、景観条例が34自治体、環境条例は4自治体となっている。

※日付は制定日または施行日



①- 6 条例・ガイドラインの制定自治体数の推移

条例・ガイドラインの制定自治体数は、2015年度以前は条例は1自治体、ガイドラインは2自治体にとどまっていたが、2016年度以降増加傾向にあり、2022年度には条例は17自治体、ガイドラインは35自治体において制定されている。



①- 7 道内の再エネ設備設置基準等の動向についてのまとめ

再エネに関する条例、ガイドラインを定めている自治体数は47自治体（26.2%）ある。景観条例等を含めると再エネ設備設置等に関する一定の基準を定めている自治体数は78自治体（43.6%）となる。

傾向としては、2010年頃までに多くの地域で景観条例等が制定され、FIT制度開始以降の2010年代中頃から日本海側を中心に主に小型風力のガイドライン制定が進み、ここ2、3年で条例の制定が増加傾向にあることがわかった。

今後、再エネに関する条例、ガイドラインの制定予定ありとの回答が相当数あったため、いずれは道内自治体の過半数が、再エネに関する条例、ガイドラインを有する見込みである。

② 道内自治体における条例・ガイドライン制定にあたり個別の主な意見等

②- 1 条例・ガイドラインの制定のきっかけ

⇒「住民の生活を守る為」「景観等保全の為」「相談等増加の為」等

②- 2 条例・ガイドラインを制定した効果

⇒「事業者・住民からの相談増加」「住民等説明会の徹底」「トラブル防止」「適正な設置」等

②- 3 条例・ガイドラインに関する課題、改善点

⇒「事業者対応の難しさ」「法的規制がない事への不安感」「住民対応の難しさ」等

②- 4 今後の改正や条例制定の見通し

⇒「条例制定の限界点に悩み」「景観条例の強化」「域内の動向調査次第」等

②- 5 今後の条例・ガイドラインの改定や制定にあたり国に対し求める情報

⇒「当自治体内での事業者の体制構築」「メリット・デメリット」「トラブル事例情報」「ひな形」等

②- 6 条例・ガイドラインの制定予定がない理由

⇒「トラブルが無い為」「相談・苦情が無い為」「過度な規制強化をしたくない為」等

②- 7 再エネ設備を巡るトラブル等

⇒「立地問題」「住民からの苦情」「事業者管理問題」等

②- 8 再エネ全体に対する意見等

⇒「自治体のメリット」「適切な廃棄」「自治体との事前相談」「自治体理解促進」等

②-9 再エネ全般に対する大きな方針や施策活用 of 取組

道内自治体の再エネ全般に対する主な姿勢としては、「検討段階」、「中立」、「積極的」の3つに分けられる。それぞれ、下記のような傾向がみられることが明らかとなった。

①検討段階

◆再エネのポテンシャルが低い

⇒「省エネ」に注力

- ・土地・地理・自然環境に恵まれない
- ・系統問題(計画するも頓挫する) 等

◆政策の優先度

- ・再エネよりも、例えば「景観」保全等の他分野を重要視
- ・住民からのニーズがない
- ・首長が変わったことで方針が変更 等

◆採算性・将来性

- ・先行き不透明な現状で投資が困難
- ・高い目標を掲げることで実施困難に陥る可能性
- ・再エネ設置は一時的な雇用に留まる
- ・再エネ設置後の地元への還元が少ない 等

②中立的

◆住民理解

- ・再エネにより税収面は向上
- ⇒住民の反対運動(自治体への反発)
- ・カーボンニュートラルに向けて導入したい
- ⇒健康被害、景観の乱れ、不安感、住民の安心・安全な生活の保持 等

◆きっかけ不足

- ・事業者から申し出があれば対応可能だが、申し出がない
- ・再エネに関わる制度策定も利用されていない
- ・再エネに挑戦するも軌道に乗らない、事業化しない 等

③積極的

◆産業拡大

- ・再エネの促進により農業、酪農業等の経営の一助となる
(家畜ふん尿バイオマス等)
- ・観光資源としての利活用につながる
(風力等) 等

◆カーボンニュートラル、再エネ導入拡大、脱炭素の促進

- ・「ポテンシャル調査」をふまえた上で、「具体事例検討」、「実践」へつなげている
- ・「具体的事例検討」では、民間や関係機関と連携したり、他自治体の事例を参考に、ビジョン策定等を実施
- ・「実践」においては、ルール作りの必要性から条例、ガイドラインを制定する他、自治体独自の支援(補助金制度等)を実施 等